

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

本入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が本府にとって最も有利な内容をもって申込みをした者を落札者とする方式（総合評価競争入札）である。

令和 7 年 1 月 27 日

京都府知事 西脇 隆俊

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

令和 7 年度地域交響プロジェクト伴走支援（丹後 NPO パートナースHIPセンター運営）等業務

(2) 業務の仕様等

別添「令和 7 年度地域交響プロジェクト伴走支援（丹後 NPO パートナースHIPセンター運営）等業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町（旧本館 1 階）

京都府文化生活部文化生活総務課府民協働係

電話 075-414-4453 FAX 075-414-4230

メールアドレス bunkaseikatsu@pref.kyoto.lg.jp

(2) 仕様書等の配布期間等

ア 配布期間：公告開始日～令和 7 年 2 月 17 日（月）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

イ 配布場所：上記（1）の担当部署で配布するほか、京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」（<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>）からダウンロードできる。

(3) 入札説明会

実施しない

3 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

また、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。

(3) 物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和 58 年

- 告示第 375 号) 第 3 条に該当しないこと。
- (4) 公告の日から入札日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
 - (5) 仕様書に記載の業務を確実に履行できると認められる能力を有する者

4 資格審査の申請手続

入札に参加する者は、(4) 提出書類(以下「申請様式等」という。)を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 申請様式等の配布期間等
 - ア 配布期間：2 (2) アに同じ
 - イ 配布場所：2 (2) イに同じ
- (2) 申請様式等の提出期間等
 - ア 提出期間：2 (2) アに同じ
 - イ 提出場所：2 (1) に同じ
- (3) 申請様式等の提出方法
 - ア 持参により提出する場合
提出期間中の平日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間に提出すること。
 - イ 郵送により提出する場合
書留郵便で提出期間内に必着のこと。
- (4) 提出書類
 - 申請には、次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - ア 参加資格審査申請書(第 1 号様式)
 - イ 府税納税証明書(第 2 号様式の 2)(発行 3 箇月以内。写し可)
 - ウ 物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱第 3 条各号に定める参加資格を有しない者に該当しないことを誓約する書類(第 3 号様式)
 - エ 取引使用印鑑届(第 4 号様式)
 - オ 権限を事務所長等に委任する場合には、委任状(第 5 号様式の 1)及び受任者の身分証明書等(職と氏名が確認できるもの)
 - カ 消費税及び地方消費税納税証明書(発行 3 箇月以内。写し可)
 - キ 参加申請者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。
なお、共同企業体で申請する場合は構成員全ての法人について添付すること。
 - (ア) 法人登記簿謄本(1 部)(発行 3 箇月以内。写し可)
 - (イ) 法人定款
 - (ウ) 直近 2 営業年度の財務諸表
(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等)
 - ク 参加申請者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。
なお、共同企業体で申請する場合は構成員全ての任意団体について添付すること。
 - (ア) 団体の規約
 - (イ) 役員一覧
 - (ウ) 所得税の確定申告書の写し(税務署の受理印押印済みのもの)又は納税証明書

(5) 資料等の提出

申請書等を提出した者に対し、資格審査の公平を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

5 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、一般競争入札参加資格審査結果通知書（以下「資格審査結果通知書」という。）により文書で通知する。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、令和7年度地域交響プロジェクト伴走支援（丹後 NPO パートナースHIPセンター運営）等業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、5による資格審査の結果を通知した日から令和7年3月31日（月）までとする。

8 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1) 又は (2) により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

9 質問の受付・回答

入札に参加する者は、公告等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において当該公告等に疑義がある場合は、質疑書により説明を求めることができる。ただし、入札後、公告等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

公告等に関する質問については、次のとおり受け付ける。

(1) 質疑書

ア 受付期間：公告開始日～令和7年1月31日（金）午後5時必着

イ 質疑方法：持参のほか、郵便、FAX 又は電子メールにより2(1)に提出すること。

ウ 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

(ア) 件名は「令和7年度地域交響プロジェクト伴走支援（丹後 NPO パートナーシップセンター運営）等業務委託に関する質問」とすること。

(イ) 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。

(ウ) 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(2) 回答書

ア 回答日時：令和7年2月7日（金）午後5時

イ 回答方法：質問への回答は京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」(<https://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>) に掲示し、個別には回答しない。

ウ 質疑及び回答書は、仕様の一部として入札条件になる。

エ 質疑及び回答書の提出・交付に応じない者でも、その内容についてすべて承知したものととして入札を行う。

10 企画書

入札に参加する者は、提案内容を記した次の企画書を提出すること。

(1) 提出期間

公告開始日～令和7年2月28日（金）まで

(2) 提出場所、提出方法

4（2）及び4（3）に同じ

(3) 企画書作成の留意事項

別添令和7年度地域交響プロジェクト伴走支援（丹後 NPO パートナーシップセンター運営）等業務委託企画書作成要領のとおり

ア 提出部数は6部（正本1部、副本5部）とする。

イ 企画書については、電子データでも提出すること。

ウ 企画書類の著作権は個々の入札者に帰属するが、本事務において公表が必要と認められる場合は、府は企画書の全部又は一部を使用できるものとする。なお、企画書の記述が、著作権等の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっているものを使用した結果生じた責任は、入札者が負うこととする。

エ 提出期間後の企画書の追加、訂正、差し替え等は不可とする。

ただし、府から指示があった場合を除く。

オ 府が、提出された提案の審査にあたり、必要と認める追加資料の提出依頼をした場合は速やかに提出すること。

カ 提案を受けた企画書等の資料は、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

キ 提案受付後に、入札者の都合により審査を辞退する場合は、入札者の氏名及び法人にあたっては名称、「令和7年度地域交響プロジェクト伴走支援（丹後 NPO パートナーシップセンター運営）等業務」の企画提案を辞退する旨を記載した辞退届を、令和7年2月28日（金）までに提出すること。（様式は問わない。）

11 入札手続

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年3月12日（水）午後2時～

イ 場所 京都府庁旧本館2階 文化生活総務課会議室

(2) 入札方法

- ア 入札書（第6号様式）を作成し、持参するものとする。
- イ 代理人が入札する場合は、委任状（第5号様式の2）を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示及び当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしなければならない。
- ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「令和7年度地域交響プロジェクト伴走支援（丹後NPOパートナーシップセンター運営）等業務に係る入札書在中」と朱書きし、封筒の開口部を封印すること。
- エ 資格審査の結果、資格を有すると認められたものが1名であっても、原則として入札を執行する。
- オ 入札者又はその代理人は、入札当日には、委任状、資格審査結果通知書のほか、印鑑、名刺、身分証明書を持参すること。なお、資格審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。
- カ 入札者又はその代理人は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。
- キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。
- ク 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- ケ 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- コ 入札者が連合又は不穏な行動をする等の場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(3) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまで（2（1）の場所に提出するまでをいう。）は、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出することにより、入札を辞退することができる。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって契約額とするため、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する額（小数点第3位以下は切り捨てる。）を入札書に記載すること。

なお、消費税率が変更となった場合は、入札書に記載された金額に変更となった消費税率相当する額を加算した金額を契約金額とする。

(5) 開札

- ア 開札は、11（1）に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせて行う。
- イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することができない。

(6) 再度入札に関する事項

- ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
- ただし、ウにより、再度入札に参加できる者がいないときは、再度入札を行わない。

イ 再度入札は1回限りとする。

ウ 次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

(ア) 当初入札において不着又は辞退となった者

(イ) 当初入札において無効又は失格の入札をした者

(7) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる資格を有しない者のした入札

イ 申請様式等必要書類を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者のした入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

カ 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(8) 落札者の決定

ア 落札者の決定方法

評価基準については別紙「令和7年度地域交響プロジェクト伴走支援（丹後 NPO パートナシップセンター運営）等業務落札者決定基準」（以下、「評価基準」という）のとおり。

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者（落札者決定基準の失格基準に該当する者を除く。）であって、評価基準に定める評価方法により算出された技術評価点及び価格評価点を合計した評価値が最も高い者を落札者とする。評価値が最も高いものが2人以上あるときは、価格評価点が最も高い者を落札者とし、価格評価点も同じ場合は当該入札参加者が、くじにより落札者を決定するものとする。

イ 落札の取消し落札者が、契約締結を辞退したとき、又は知事の指定した期日内に契約を締結しないときは、当該落札を取り消すものとする。

12 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目について京都府一般競争入札案件情報ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点

※ (1) 以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、選定されなかった参加者の得点は公表しない。

(3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

13 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と京都府との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、契約書の作成をもって委託契約を締結する。

(2) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない

らない。ただし、京都府会計規則第 159 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。

(3) 契約代金の支払については、精算払又は前金払とし、協議により決定する。

(4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

14 入札保証金

京都府会計規則第 147 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 5 とする。

又は、同条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

15 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

16 その他

(1) 1 から 15 までに定めるもののほか、京都府会計規則の定めるところによる。

(2) 提出書類等の作成、提出等に要する経費は、提案者の負担とし、提出された申請様式等は返却しない。

(3) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。

(4) 提出書類等は、本入札における契約の相手方選定以外の目的では使用しない。ただし公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

(5) 提出書類等は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

(6) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。

(7) 令和 7 年度当初予算が未成立のため、予算成立をもって契約をすることとし、不成立の場合は、契約を見送ることを契約の前提条件とする。